

袖ヶ浦市議会大規模災害対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市において地震、風水害及び感染症等（以下「地震等」という。）の大規模災害が発生したときに、袖ヶ浦市議会が袖ヶ浦市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）の関係組織と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 袖ヶ浦市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、袖ヶ浦市議会内に袖ヶ浦市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長をもって充て、本部の任務に係る事項について協議する。

(本部の任務)

第4条 本部の任務は、次に掲げる事項とする。

(1) 議員の安否情報等の取りまとめ

(2) 市対策本部から収集した災害情報の各議員への情報提供

(3) 議員からの災害情報の収集・整理及び市災害対策本部等への提供

(4) 市対策本部への要望及び提言

(5) 他市議会等からの支援物資又は義援金等の受入の調整

(6) その他、本部長が必要と認める事項

(災害対策支援会議)

第5条 本部の任務を行うにあたり、本部長が必要と認める場合には、全議員で構成する災害対策支援会議を招集することができる。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、災害発生後の時期に応じ下表に掲げるとおりとする。

ただし、感染症の場合は、国県から発出される基本方針等を考慮した対応をとるものとする。

【地震・風水害の場合】

災害発生初期 (発災後概ね1～3日目) 【初動態勢】	(1) 自らの安否を本部に連絡する。 (2) 常にその居所又は連絡場所を明らかにし、本部との連絡体制を確立する。 (3) それぞれの地域等において共助の取組が円滑に行われるよう協力する。 (4) 本部より提供される災害情報を確認する。 (5) 本部の指示に基づき登庁する。
応急対策期 (発災後概ね4～10日目) 【応急態勢】	災害発生初期における(2)～(5)に加え、 (1) 地域における被災地及び避難所等での情報収集等を行う。 (2) 地域における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて本部へ連絡を行う。
復旧期 (発災後概ね11日目以降) 【復旧態勢】	応急対策期における対応に加え、復旧に向けた活動が円滑に行われるよう、被災の状況を踏まえた議員活動を行う。 (臨時会の招集対応を含む)

2 本会議又は委員会開催中に地震があったときの議員の対応は、次のとおりとする。

- (1) 議長又は委員長は、直ちに会議を止め安全を確保する。
- (2) 傍聴人等の安全確保及び避難誘導を行う。
- (3) 議員自身の安全確保及び負傷者の救出・支援を行う。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局は本部の事務局として、本部の任務の補助を行う。
- (2) 事務局長は、本部長の命を受け、事務局業務を統括するとともに、市対策本部の会議等に参加する等、情報収集に努める。
- (3) 事務局職員は、本部の業務に従事する。ただし、市対策本部等の業務に従事する者はこの限りでない。

(平時の訓練等)

第8条 袖ヶ浦市議会は、本要領に基づく対応ができるよう、必要な訓練及び研修等に努める。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。